

日本内視鏡外科学会技術認定制度（以下「本制度」という）は、外科医の技術を直接評価認定するという、世界に例を見ない独創的な制度であり、手術手技の向上と合併症の低減に極めて有益と期待されている。本制度の有用性を科学的に検証し、広く世界に報告することは、内視鏡外科の健全な発展に大きく寄与するとともに、本制度の運営と審査にかかわってきた多くの委員の献身的努力に報いるものでもある。本制度に関する多くの論文がインパクトの高い科学雑誌に掲載されることが望まれる。

一方で、会員による本制度の分析、発表如何によっては誤った情報が公表される危険性が生じ、本制度の信頼性を損なうことになりかねない。そのような事態を予防するために、本委員会は、本制度にかかわる論文作成の指針を以下のように定める。

1. 本指針の対象となる論文は、本制度の内容、仕組み、及び運用に関する一般論を主要テーマとするものである。審査結果、審査過程、認定取得者へのアンケート結果などの報告を内容とするもの、及び、論文の一部に本制度の存在や仕組みを紹介するものは本指針の対象とならない。
2. 論文執筆を企画する者は本委員会委員、各領域の制度委員会委員あるいは審査委員に限定するものとし、企画にあたり、あらかじめ所属する領域及び当該論文で対象とする領域の制度委員会または審査委員会にその旨を報告し、承諾を得なければならない。
3. 筆頭執筆者は、原則として、本委員会委員、各領域の制度委員会委員、審査委員長、あるいは分野別審査責任者であるか、過去にそれらの役職を務めた者とする。それ以外の審査委員が筆頭執筆者を希望する場合は、各領域の制度委員会または審査委員会の承諾を要する。
4. 執筆者は、原則として、本委員会委員、各領域の制度委員会委員、審査委員に限る。その所属の表記は本制度の委員会を主とし、所属する病院名、大学名は従とする。
5. 執筆者には、執筆時の各領域、分野の審査委員長を含めることとする。審査委員長である執筆者は、最終の投稿原稿を吟味し、その科学性と正確性について十分な検証を行わなければならない。
6. データ取得、分析にあたっては、申請者および患者の個人情報を厳密に保護しなければならない。特に、申請者の匿名性に配慮する。
7. 論文執筆、掲載にかかる費用は、筆頭執筆者が賄う。

8. 筆頭執筆者は、論文が出版された後、すみやかに本制度委員会に報告することとする。本委員会は、各領域で出版された論文を把握、整理し、学会ホームページに掲載する。

追記

- ・本指針は2011年12月7日に発効する。
- ・本指針は2020年9月7日に改正された。
- ・本指針の改訂は本制度委員会の議によるものとする。